

会議記録（１）

会議名称	令和３年度第３回北本市自治基本条例審議会
開会及び 閉会日時	令和４年３月２４日（木） 開会 午後１時３０分 閉会 午後２時１０分
開催場所	北本市役所 会議室３－Ｅ・Ｆ
議長氏名	加藤芳雄
出席委員 (者)氏名	佐藤利彦 田島和生 高松千恵子 加藤陽一 安江洋 長島幸枝 西村一孝 槇拓治 加藤芳雄
欠席委員 (者)氏名	欠席なし
説明者の 職氏名	行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当GL 高橋良輔 同主任 鈴木裕大
事務局職員 職氏名	行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当GL 高橋良輔 同主任 鈴木裕大
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 北本市自治基本条例の検証について（答申）（案）</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>資料１ 北本市自治基本条例の検証について（答申）（案）</p> <p>資料２ 北本市自治基本条例審議会の意見一覧と検証内容について</p> <p>参考資料１ 北本市自治基本条例の検証について（諮問）</p> <p>参考資料２ 北本市自治基本条例《条例の手引き》</p>

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>本審議会は北本市自治基本条例審議会規則第5条第2項の規定により、過半数の出席が必要です。本日は、委員全員の御出席を頂いていますので、会議が成立することを御報告いたします。</p>
事務局	<p>2 議事</p> <p>それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長にお願いをいたします。</p> <p>なお、本日、傍聴者はおりませんので、御報告いたします。</p>
議長	<p>(1) 北本市自治基本条例の検証について（答申）（案）</p> <p>本審議会におけるこれまでの審議内容を基に、私と西村副会長とで答申案をまとめることについては、前回の審議会において、委員の皆様から御了承を頂いたところです。本日は、まとめた答申草案の内容について審議を頂きます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1、資料2に基づき答申案説明】</p>
議長	<p>何か質問がありましたら、お願いします。</p>
安江委員	<p>審議会の意見が答申案にどのように反映されたのか、資料を一見したところでは分かりにくいいため、詳しく説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>No.2、No.11、No.12の北本市自治基本条例や市民参画・協働の取組を市民に認識してもらうために告知の工夫をすべきという趣旨の意見に基づき第16条「情報の公開及び発信」の検証を行ったところ、条文に沿って適切に情報の発信等が行われているものの、パンフレット等の更新、配布、公開に取り組む必要があるとの意見が出されました。このため、答申案「3 審議のまとめ」の第16条③の「特記事項」を「有」とし、「4 諮問に対する検証の結果」に同内容を記載しています。</p> <p>また、No.3の市民の役割と地域コミュニティの役割の形成や育成についての記載が必要ではないかという趣旨の意見に基づき第22条「コミュニティの活動への支援」の検証を行ったところ、自治会に加入する世帯が減少傾向にある背景を踏まえ、ごみの集積場の管理等の地域の課題に対し、住民自治</p>

会議記録（２）

	<p>の原則に基づき住民自身が協力して解決に取り組めるつながりをつくり、その実現のために市長等にも市民の意識醸成など適切な支援を求めるとの意見が出されました。このため、答申案「３ 審議のまとめ」の第２２条③の「特記事項」を「有」とし、「４ 諮問に対する検証の結果」に同内容を記載しています。</p>
<p>加藤（陽）委員</p>	<p>資料２は意見の出た順で記載しているようですが、どの意見がどの条項に対応しているか一見して分からないため、各条項と審議会が出た意見が確認できるように示してほしいと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局は資料について後日分かりやすく示してください。ほかに答申案について意見がある方はいますか。</p>
<p>安江委員</p>	<p>先ほどは資料２を基に説明がありましたが、答申案では審議会の意見が表で記載されているだけであり、どの条項に対して示された意見か分からないということにならないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>どの条項に対する意見であるか判別できるように記載を改めます。</p>
<p>議長</p>	<p>そのとおり改めてください。ほかに意見はありますか。</p>
<p>榎委員</p>	<p>前回までの審議を踏まえて作成されており、妥当な答申案になっていると考えます。ただ、現実の社会は法令や条例よりも先行するのが常です。今回の審議会では特段見直しの必要はないとの意見で一致しましたが、今後見直しが必要となった際には「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」という言葉を鍵として検討していただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに意見はありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【なし】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、以上の意見を取り入れたものを会長と副会長で確認し、本審議会の答申書として決定します。その上で市長への答申を行いますので、よろしく申し上げます。本日の議事は以上とします。全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。</p>

会議記録(2)

事務局	<p>3 その他</p> <p>ありがとうございました。本日の会議が年度内最後の会議となります。本日御意見を頂いた資料2「北本市自治基本条例審議会の意見一覧と検証内容について」につきましては、審議会の意見を条項順に示す形に改め、各委員に送付させていただきます。また、答申後には、委員の皆様にご答申書の写しを送付しますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>4 閉会</p> <p>以上をもちまして、「令和3年度第3回北本市自治基本条例審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。</p>
	<p>議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>令和 4 年 3 月 30 日 <u>加藤 芳雄</u></p>